

2025 年 6 月 25 日

金融審議会
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うこと。